

＜短期入所生活介護 及び 介護予防短期入所生活介護 高槻けやきの郷 サービス内容・利用料金＞

(2024年4月1日改訂)

(1) 介護給付及び予防給付の基準サービス

要介護区分状態に応じ、下記の料金をお支払ください。

※太字は (2割)【3割】負担の金額です

(1日当たりの料金)

1. ご契約者の要介護状態区分とサービス利用料金	要支援1 (予防給付)	要支援2 (予防給付)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
注) 下記の加算を含む 機能訓練体制加算…12単位 夜勤体制配置加算(Ⅱ)…18単位 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) …18単位	5,959円	7,312円	8,016円	8,741円	9,540円	10,297円	11,033円
	559単位	686単位	752単位	820単位	895単位	966単位	1,035単位
2. うち、予防・介護保険給付の対象となる金額	5,363円 (4,767円) 【4,171円】	6,580円 (5,849円) 【5,118円】	7,214円 (6,412円) 【5,611円】	7,866円 (6,992円) 【6,118円】	8,586円 (7,632円) 【6,678円】	9,267円 (8,237円) 【7,207円】	9,929円 (8,826円) 【7,723円】
3. サービス利用に係るご利用者自己負担額(1-2) <u>(2割)【3割】の金額</u>	596円 (1,192円) 【1,788円】	732円 (1,463円) 【2,194円】	802円 (1,604円) 【2,405円】	875円 (1,749円) 【2,623円】	954円 (1,908円) 【2,862円】	1,030円 (2,060円) 【3,090円】	1,104円 (2,207円) 【3,310円】
4. 食事に係る自己負担	朝食：390円 昼食：540円 夕食：515円 (※ただし、所得段階により1日当たりの負担上限額が異なります。) ※第1段階…300円/第2段階…600円/第3段階①…1,000円/第3段階②…1,300円						
5. 居室に係る自己負担	2,300円 ※ただし、所得段階により負担額が異なります。(第1段階,第2段階…820円/第3段階…1,310円)						
6. 送迎に係る自己負担 <u>(2割)【3割】の金額</u>	184単位 197円(393円)【589円】 (片道) ※送迎を実施した場合のみ						
おおよその自己負担額合計 (3+4+5+6) <b>1割～3割の金額</b>	1,913円 ～6,122円	2,049円 ～6,528円	2,119円 ～6,739円	2,288円～ 6,936円	2,271円 ～7,196円	2,347円 ～7,424円	2,421円 ～7,644円

※別途1月につき「所定単位×8.3%相当の介護職員処遇改善加算」「所定単位×2.7%相当の介護職員等特定処遇改善加算」

「所定単位×1.6%の介護職員等ベースアップ等支援加算」の費用が加わります。

☆地域特別加算として6.6%が加算されます。(1単位あたり10,66円)

☆要介護認定を受けられた方は介護保険給付、要支援認定を受けられた方は予防給付の対象となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定(要支援認定)を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払い頂きます。要介護もしくは要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付致します。

☆介護保険・介護予防給付額に変更があった場合は変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆食事に係る費用は、提供した食事分の合計金額を徴収させて頂きます。

☆「4.食事に係る自己負担」と「5.居室に係る自己負担」について、介護保険負担限度額の認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載されている金額を1日あたりの負担上限額とします。ただし、区分支給限度基準内において有効です。

※区分支給限度基準を超える場合については、全額自己負担となります。

＜サービス内容＞【実施された場合のみ加算されます】

\*看護体制加算(Ⅰ)(4単位)…本体施設の配置と別に短期入所生活介護事業所として1名以上の常勤看護師を配置していること。空床利用の場合は、本体施設に常勤の看護師を1名配置していること。

\*看護体制加算(Ⅱ)(8単位)…看護職員の数が、常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。空床利用の場合、特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ特別養護老人ホームの基準に定められる看護職員の数に1を加えた数以上配置していること。事業所の看護職員または、病院、診療所、訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること

\*機能訓練指導員配置加算(12単位)…所定の資格を持つ専属の職員を配置し、必要に応じてリハビリを実施します。

\*夜勤職員配置加算(Ⅱ)(18単位)…夜勤帯(17時～翌朝9時)に基準の人数に1名を加えた職員を配置している

\*療養食加算(23単位)…病状に合わせて、主治医より疾患治療を目的に指示された食事を提供された場合に加算されます。

\*若年性認知症利用者受入加算(120単位)…若年性認知症との診断があり、ショートステイをご利用された場合に加算されます。

\*認知症行動・心理症状緊急受入加算(200単位)…医師が認知症状により在宅生活が困難と判断をし、緊急でご利用された場合に限度7日間まで加算されます。

\*緊急短期入所受入加算(90単位)…利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受ける事が必要と認めた者に対し居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として算定されます。

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)…厚生労働大臣が定める基準に定められる介護職員処遇改善計画書を作成し、また、各種必要書類を整備し、都道府県知事に届け出ています。(1ヶ月の総単位数に8.3%を乗じた単位数)

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)…厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出ています。(1ヶ月の総単位数に2.7%を乗じた単位数)

\*サービス提供体制強化加算…別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ）の介護職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を満たすと加算されます。

(2) 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

\* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(18単位)…当事業所では介護職員総数のうち、60%以上が介護福祉士資格の有資格者であるため加算されます。

注) サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目になります

※介護職員等ベースアップ等支援加算…サービス区分ごとに国から示された加算率を介護報酬に乗じる形で算出します（1ヶ月の総単位数×1.6%）。

## (2) 介護保険の基準外サービス

### ①通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金を頂きます。

	距離	料金（消費税込）
事業実施区域を越える地点より	片道5 km未満	1,000 円
	片道5 km以上10 km未満	1,500 円
	10 km以上	5 km毎に 550 円加算

### ②理容・美容(消費税込み) 2024年5月からの新料金

ベティ（美容） <毎週：水曜日・土曜日>			
カット	2,000 円	トリマー（男性）	800 円
パーマ（カット込み）	6,000 円	トリマー（女性）	600 円
カラー（毛染め）	5,000 円	フェイシャルマッサージ	1,500 円
シャンプー	600 円	ハンドマッサージ	1,000 円
シャンプー・ブロー	1,600 円		

### ③レクリエーション・交流活動等

行事の内容により、材料費等、実費相当を頂きます。

### ④喫茶

施設1階地域交流スペースにて、月～土曜日14:00～16:00 開店しており、ご自由にご利用下さい。

メニュー・料金については、喫茶スペースのメニュー表をご確認ください。

⑤移動販売（実費相当額）

食料品・お菓子・ふりかけ等食品の販売	毎週火・木曜日 来苑
--------------------	------------

⑥複写物の交付

1枚につき 10円（消費税込）

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

★飲料代：90円（消費税別）／1日    ★おやつ代：55円（消費税別）／1日    ※消費税：別途申し受けます。

品名	単位	価格（消費税込）	品名	単位	価格（消費税込）
ティッシュペーパー	1箱	100円	持ち込みの家電製品	1品目当たり／1日	10円
歯ブラシ	1本	150円	レンタルテレビ	1日	100円
歯磨き粉	1個	300円	紙マスク	1枚	110円

☆日用品につきましては原則、ご持参下さい。万が一、施設でご用意させて頂く場合の価格は上記のとおりです。

☆電気代・レンタルテレビに関しましては、使用された時間に関係なく、持ち込み・設置した段階で1日あたりの料金が発生します。

☆その他、日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担頂くことが適当であるものについては、実費をご負担頂きます。

⑧特別な食事

ご契約者の嗜好に基づいた特別な食事を提供した場合、要した費用の実費をご負担頂きます。

## 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人による利用者負担軽減の対象になる方は、利用者負担額（1割）などの減額される場合があります。

### 軽減対象となる方

- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下。
- ・預貯金等の単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下。
- ・世帯がその居住用の土地及び家屋、その他日所生活に必要な資産以外にも活用できる資産がないこと。
- ・負担能力のある親族等に扶養されてないこと。    ・介護保険料を滞納していないこと。

### 軽減の対象となるサービス費用と軽減される割合

軽減対象費用：1割の自己負担額、食費、居住費    軽減される割合：4分の1（自己負担額は、本来の自己負担額（1割）の4分の3）

- ・高齢福祉年金受給者は2分の1（自己負担額は本来の自己負担額（1割）の2分の1）
- ・生活保護受給者が（介護予防）短期入所生活介護を利用する場合、